第５章　介護保険サービス量の見込み及び第１号被保険者保険料

第１節　介護保険サービス給付費等の推計

１　推計の考え方

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、保健医療・介護・生活支援・住まいが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組を更に進めることが必要です。

高齢者だけでなく、誰もが今後も住み慣れた地域で、自立し安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

また、団塊ジュニア世代が高齢期を迎える令和22（2040）年を含む中長期的な視点で多くの高齢者が元気で暮らし続けることができる、健康や介護予防のまちづくりを推進するために目標を定めています。

介護保険法では、介護給付費のうち、利用者負担分を除いた費用の総額を公費（国、道、市）と被保険者（第１号、第２号）の介護保険料で半分ずつ負担することが定められており、事業計画期間中に必要となる介護給付費を見込み、介護保険料を積算しています。

図表 5-1-1　推計の考え方

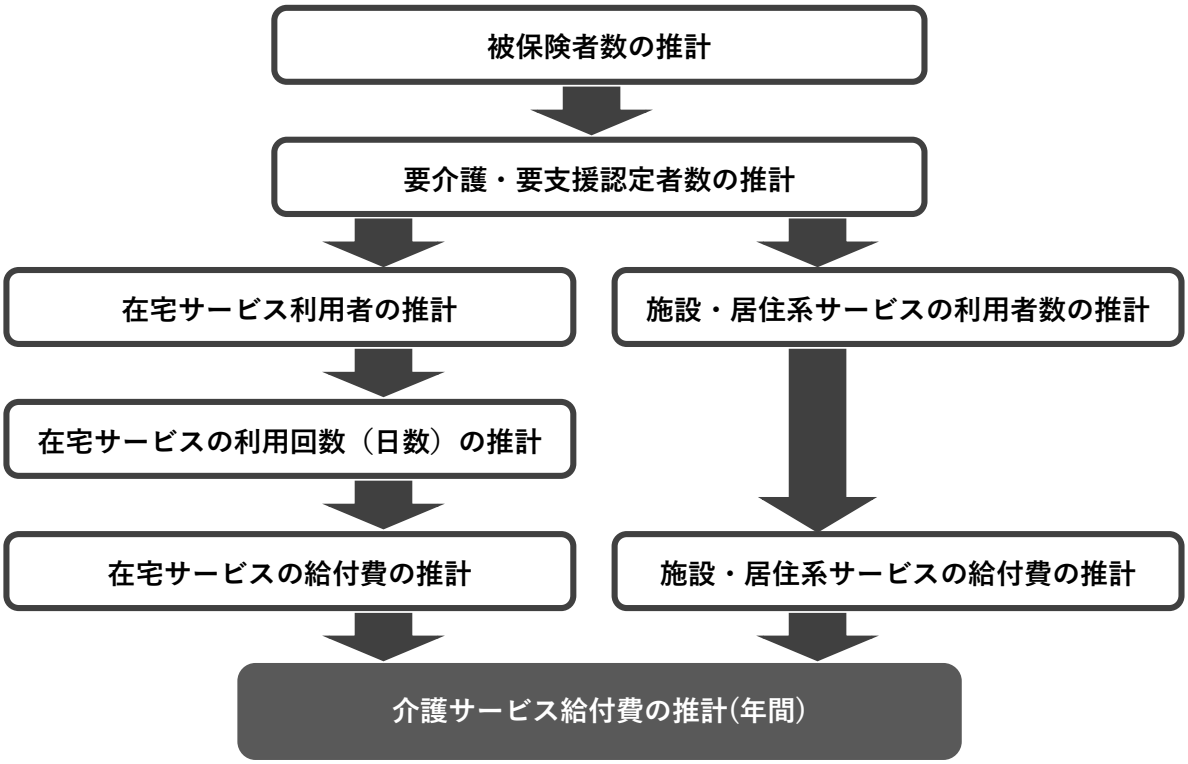

２　介護保険等サービス量の見込み

（１）介護給付サービス

【居宅介護サービス】　（利用回数・利用人数・利用日数／月）

		第８期実績（令和５年度は見込み）			第９期計画			将来推計
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
訪問介護	回	7,328	6,909	6,537	7,253	7,598	7,945	9,520
	人	380	385	368	400	415	432	524
訪問入浴介護	回	171	156	197	220	226	226	278
	人	35	34	42	47	48	48	59
訪問看護	回	2,151	2,412	2,532	2,816	2,974	3,080	3,684
	人	317	317	304	331	347	360	434
訪問リハビリテーション	回	1,206	1,138	1,219	1,314	1,372	1,429	1,718
	人	112	103	108	116	121	126	152
居宅療養管理指導	人	457	507	540	592	621	649	777
通所介護	回	3,284	3,303	3,508	3,612	3,737	3,880	4,953
	人	385	381	402	415	430	447	569
通所リハビリテーション	回	1,945	1,858	1,927	1,975	2,057	2,119	2,702
	人	278	279	276	285	297	306	390
短期入所生活介護	日	469	300	308	308	334	343	432
	人	51	36	41	41	45	46	58
短期入所療養介護（老健）	日	44	50	36	36	36	36	58
	人	7	7	7	7	7	7	11
短期入所療養介護（病院等）	日	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	日	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人	881	891	918	952	991	1,032	1,311
特定福祉用具購入費	人	15	13	15	15	15	17	21
住宅改修費	人	13	12	14	14	14	14	18
特定施設入居者生活介護	人	54	49	58	59	60	112	112

【地域密着型介護サービス】　（利用回数・利用人数／月）

		第８期実績（令和５年度は見込み）			第９期計画			将来推計
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	49	54	90	97	100	105	131
夜間対応型訪問介護	人	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回	2,009	2,157	2,411	2,462	2,558	2,660	3,407
	人	240	245	280	286	297	309	396
認知症対応型通所介護	回	361	387	349	349	383	390	502
	人	45	50	43	43	47	48	62
小規模多機能型居宅介護	人	133	135	139	142	146	153	195
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	人	237	235	259	279	297	306	374
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	人	55	50	52	52	52	52	78
看護小規模多機能型居宅介護	人	15	23	82	88	94	99	116

【施設サービス】　（利用人数／月）

		第８期実績（令和５年度は見込み）			第９期計画			将来推計
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	人	185	187	197	217	217	277	293
介護老人保健施設	人	213	209	209	230	230	230	303
介護医療院	人	13	17	16	18	18	18	24
介護療養型医療施設	人	5	5	4				

※介護療養型医療施設は設置期限が令和６年３月末までとされており、介護医療院等へ転換されています。

【居宅介護支援】

（利用人数／月）

		第８期実績（令和５年度は見込み）			第９期計画			将来推計
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
居宅介護支援	人	1,197	1,201	1,226	1,270	1,320	1,371	1,747

（２）介護予防サービス

【介護予防サービス】

（利用回数・利用人数・利用日数／月）

		第８期実績（令和５年度は見込み）			第９期計画			将来推計
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
介護予防訪問入浴介護	回	1	1	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回	416	339	376	390	395	405	484
	人	80	70	76	79	80	82	98
介護予防訪問リハビリテーション	回	292	352	346	365	374	384	452
	人	30	39	36	38	39	40	47
介護予防居宅療養管理指導	人	32	41	43	46	46	48	55
介護予防通所リハビリテーション	人	168	173	201	205	209	212	261
介護予防短期入所生活介護	日	3	1	0	0	0	0	0
	人	1	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	日	1	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	日	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人	405	423	416	421	429	437	538
特定介護予防福祉用具購入費	人	9	9	8	8	8	8	10
介護予防住宅改修	人	13	13	16	16	17	17	21
介護予防特定施設入居者生活介護	人	18	20	19	19	20	20	24

【地域密着型介護予防サービス】　（利用回数・利用人数／月）

		第８期実績（令和５年度は見込み）			第９期計画			将来推計
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
介護予防認知症対応型通所介護	回	20	19	17	17	17	17	17
	人	3	2	2	2	2	2	2
介護予防小規模多機能型居宅介護	人	9	14	16	16	17	17	21
介護予防認知症対応型共同生活介護	人	1	1	1	1	1	1	1

【介護予防支援】　（利用人数／月）

		第８期実績（令和５年度は見込み）			第９期計画			将来推計
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
介護予防支援	人	565	578	589	599	610	620	763

（３）介護予防・日常生活支援総合事業

【介護予防・日常生活支援総合事業】　（利用人数／月）

		第８期実績（令和５年度は見込み）			第９期計画			将来推計
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
介護予防訪問型サービス	人	225	225	225	225	225	225	226
訪問型サービスＡ	人	0	0	0	0	0	0	0
介護予防通所型サービス	人	468	479	490	502	513	525	493
通所型サービスＡ	人	3	2	0	0	0	0	0

３　介護保険給付費の見込み

（単位：千円）

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
介護・介護予防サービス費総額	5,503,808	5,689,407	6,146,466
特定入所者介護サービス	111,872	115,087	117,984
高額介護サービス費	139,721	143,737	147,354
高額医療合算介護サービス費	17,824	18,336	18,797
審査支払手数料	5,095	5,241	5,373
合　計	5,778,320	5,971,808	6,435,974

※端数処理のため、合計が一致していません

４　地域支援事業費の見込み

（単位：千円）

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	224,117	231,263	238,781
包括的支援事業費・任意事業費	157,387	164,930	173,659
合　計	381,504	396,193	412,439

※端数処理のため、合計が一致していません

第２節　介護保険料の設定

１　財源構成

介護給付費（予防給付費を含む）の財源は、50％が国・都道府県・市の公費負担であり、残りの50％が第１号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料と第２号被保険者（40歳から64歳の方）の介護保険料で構成されます。

第１号被保険者保険料と第２号被保険者保険料の割合は、人口比で按分され、第８期では、第１号被保険者保険料は23％、第２号被保険者保険料は27％と定められています。

介護給付（居宅サービス）

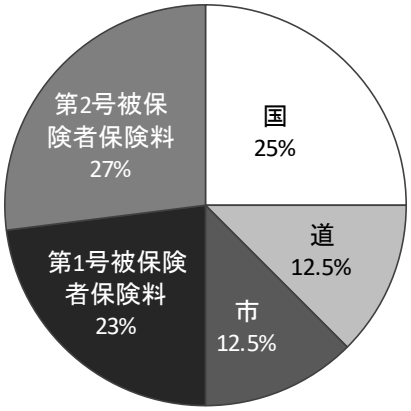

介護給付（施設サービス）

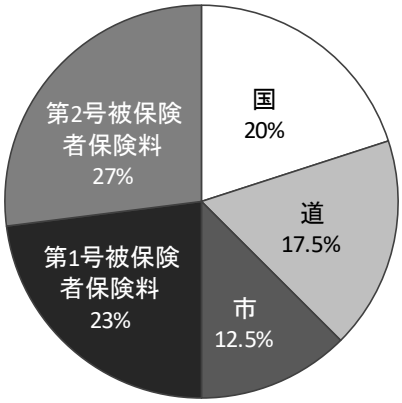

地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業）は、国が定める基準の範囲内で行うこととされています。その財源は、介護予防・日常生活支援総合事業では、50％が国・都道府県・市の公費負担、残りの50％が第１号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料と第２号被保険者（40歳から64歳の方）の介護保険料で構成されます。

包括的支援事業費及び任意事業費では、第２号被保険者の負担がなくなり、77％が国・都道府県・市の公費負担、残りの23％が第１号被保険者の介護保険料で構成されます。

地域支援事業
（介護予防・日常生活支援総合事業）

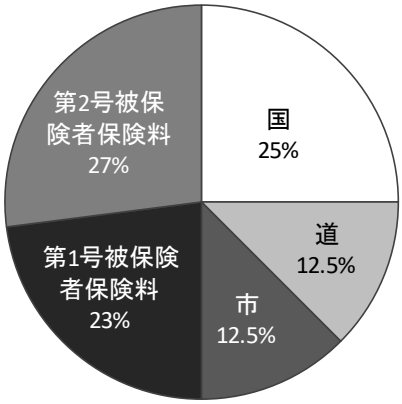

地域支援事業
（包括的支援事業費・任意事業費）

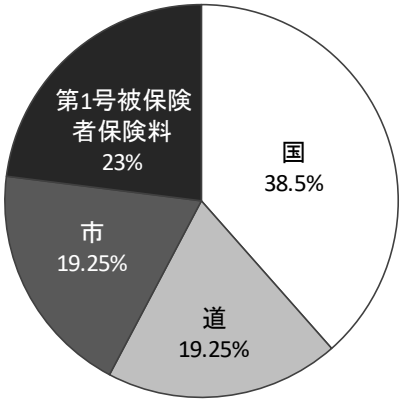

２　介護保険料の算出

第１号保険料の算出は、以下のように行います。

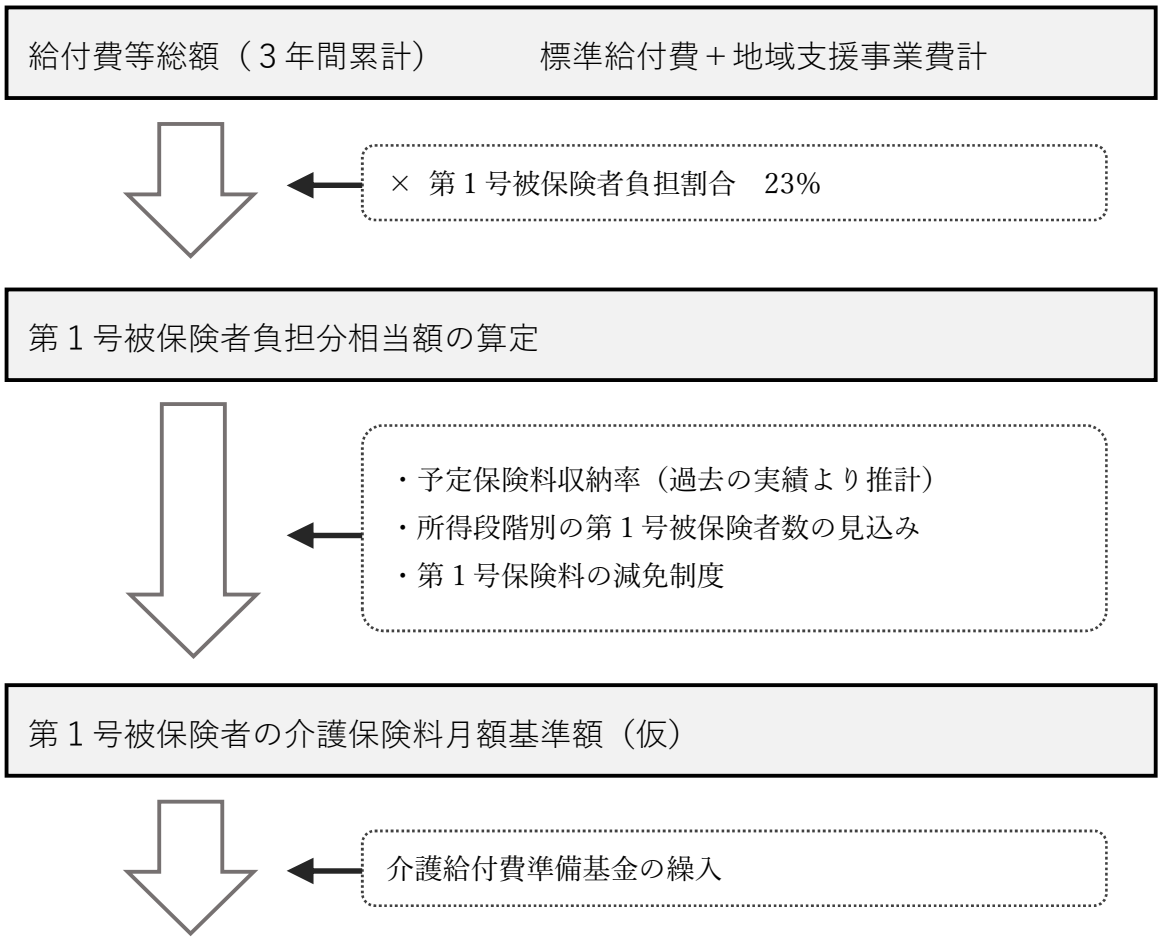

第９期　第１号被保険者の介護保険料月額基準額

３　所得段階別保険料の設定

第１号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料は、本人、世帯の合計所得金額及び市町村民税の課税状況等により所得に応じた設定を行います。

国では、令和６年度から介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第１号被保険者保険料について、所得段階別の負担設定を13段階に変更することで、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げを図ることとしています。また、令和元年度に消費税率10％への引き上げが行われたことから、その財源の一部を低所得の第１段階から第３段階に該当する方の減額賦課に充填することにより割合を軽減し、保険料の軽減強化を図っています。

保険料段階	第１号被保険者所得段階	割合	年額 （月額）
第１段階	・生活保護を受給されている人 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給されている人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円以下の人	0.285	17,100 円 （1,425 円）
第２段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円を超え 120 万円以下の人	0.485	29,100 円 （2,425 円）
第３段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が 120 万円を超える人	0.685	41,100 円 （3,425 円）
第４段階	・本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者がいて、課税年金収入額+合計所得金額が 80 万円以下の人	0.9	54,000 円 （4,500 円）
第５段階	・本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者がいて、課税年金収入額+合計所得金額が 80 万円を超える人	1.0	60,000 円 （5,000 円）
第６段階	・本人に住民税が課税されていて、合計所得金額が 120 万円未満の人	1.2	72,000 円 （6,000 円）
第７段階	・本人に住民税が課税されていて、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	1.3	78,000 円 （6,500 円）
第８段階	・本人に住民税が課税されていて、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	1.5	90,000 円 （7,500 円）
第９段階	・本人に住民税が課税されていて、合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	1.7	102,000 円 （8,500 円）
第 10 段階	・本人に住民税が課税されていて、合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	1.9	114,000 円 （9,500 円）
第 11 段階	・本人に住民税が課税されていて、合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	2.1	126,000 円 （10,500 円）
第 12 段階	・本人に住民税が課税されていて、合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	2.3	138,000 円 （11,500 円）
第 13 段階	・本人に住民税が課税されていて、合計所得金額が 720 万円以上の人	2.4	144,000 円 （12,000 円）

※保険料段階の第１段階から第３段階は軽減後の割合です。